

平成30年3月定例会

御杖村議会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月19日 閉会

御杖村議会

◎目 次

第 1 号 (3月6日)	- 1 -
◎議事日程	- 2 -
◎本日の会議に付した事件	- 3 -
◎出席議員 (8名)	- 3 -
◎欠席議員 (0名)	- 3 -
◎会議録署名議員	- 4 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	- 4 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	- 4 -
[発言記録]	- 5 -
◎開会及び開議の宣告	- 5 -
◎会議録署名議員の指名	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告 (例月監査)	- 6 -
◎諸般の報告 (曾爾御杖行政一部組合議会)	- 6 -
◎諸般の報告 (宇陀衛生一部事務組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (東宇陀環境衛生組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (奈良県広域消防組合議会)	- 8 -
◎一般質問 (葛城昌俊君)	- 10 -
◎承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算) (第 7 号) [上程、説明、質疑、付託]	- 12 -
◎議案第 2 号 御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について [上程、説明]	- 12 -
◎議案第 3 号 御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 13 -
◎議案第 4 号 御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 13 -
◎議案第 5 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 14 -
◎議案第 6 号 御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 14 -
◎議案第 7 号 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 14 -
◎議案第 8 号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について [上程、説明]	- 15 -
◎議案第 9 号 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	

について〔上程、説明〕	15	-
◎議案第10号 御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明〕	16	-
◎議案第11号 御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明〕	16	-
◎議案第12号 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて〔上程、説明〕	17	-
◎議案第13号 平成29年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	17	-
◎議案第14号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	18	-
◎議案第15号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	18	-
◎議案第16号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	19	-
休憩・再開	19	-
◎村長より新年度に向けての施策方針	19	-
◎議案第17号 平成30年度御杖村一般会計予算の議定について〔上 程、説明、質疑、付託〕	23	-
◎議案第18号 平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	26	-
◎議案第19号 平成30年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	26	-
◎議案第20号 平成30年度御杖村介護保険特別会計予算の議定につ いて〔上程、説明、質疑、付託〕	27	-
◎議案第21号 平成30年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の 議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	28	-
◎同意第1号 御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて 〔上程、説明、質疑、採決〕	28	-
◎散会の宣告	29	-
 第2号 (3月19日)	30	-
◎議事日程	31	-
◎本日の会議に付した事件	32	-
◎出席議員(8名)	32	-
◎欠席議員(0名)	32	-
◎会議録署名議員	32	-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	32	-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	33	-

〔発言記録〕	34
◎開議の宣告	34
◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部組合議会）	34
◎承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度御杖村一般会計補正予算）（第7号）〔報告、質疑、討論、採決〕	34
◎議案第2号 御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	35
◎議案第3号 御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	36
◎議案第4号 御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	36
◎議案第5号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	37
◎議案第6号 御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	37
◎議案第7号 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	38
◎議案第8号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	38
◎議案第9号 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	39
◎議案第10号 御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	39
◎議案第11号 御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	40
◎議案第12号 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	40
◎議案第13号 平成29年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について他3件〔報告、質疑〕	41
◎議案第13号 平成29年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について〔討論、採決〕	41
◎議案第14号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について〔討論、採決〕	42
◎議案第15号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔討論、採決〕	42
◎議案第16号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔討論、採決〕	43
◎議案第17号 平成30年度御杖村一般会計予算の議定について他4件〔報告、質疑〕	43

◎議案第 17 号 平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について 〔討論、採決〕	- 44 -
◎議案第 18 号 平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定 について〔討論、採決〕	- 44 -
◎議案第 19 号 平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定 について〔討論、採決〕	- 45 -
◎議案第 20 号 平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定につ いて〔討論、採決〕	- 45 -
◎議案第 21 号 平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の 議定について〔討論、採決〕	- 45 -
◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕	- 46 -
◎閉議及び閉会の宣告	- 46 -
◎会議録署名	- 48 -

第 1 号 (3月6日)

平成 30 年 3 月御杖村議会定例議会（第 1 号）

平成 30 年 3 月 6 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
 - ・ 議会運営委員会
 - ・ 例月出納検査
 - ・ 曾爾御杖行政一部事務組合議会
 - ・ 宇陀衛生一部事務組合議会
 - ・ 東宇陀環境衛生組合議会
 - ・ 奈良県広域消防組合議会
- 第 4 一般質問
- 第 5 承認第 1 号
 - 専決処分の承認を求めることについて
 - （平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 7 号）について）
- 第 6 議案第 2 号
 - 御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 号
 - 御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 号
 - 御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号
 - 御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 6 号
 - 御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 7 号
 - 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 8 号
 - 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 9 号
 - 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 10 号
 - 御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 11 号

- 御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 12 号
御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第 13 号
平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について
- 第 18 議案第 14 号
平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について
- 第 19 議案第 15 号
平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について
- 第 20 議案第 16 号
平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について
- 第 21 議案第 17 号
平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第 22 議案第 18 号
平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について
- 第 23 議案第 19 号
平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第 24 議案第 20 号
平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第 25 議案第 21 号
平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第 26 同意第 1 号
御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

4番 山岡隆良君

5番 松岡一生君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	徳田和則君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
保健福祉課長	寺前多恵子君
教育委員会次長	明田光弘君
会計管理者	鈴木敏夫君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	森本成則君

〔 発言記録 〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

○議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。

本日の 3 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますから、平成 30 年 3 月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（盛岡英成君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、4 番 山岡隆良君・5 番 松岡一生君を指名します。

◎会期の決定

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 14 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から、3 月 19 日までの 14 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（盛岡英成君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

はじめに、2 月 21 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山崎往男 君。

○議会運営委員長（山崎往男君） 只今、議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、去る 2 月 21 日に委員会を開催し、全委員出席のもと、3 月定例会の運営について協議を行いました。まず、村長より提案されております、専決処分の承認 1 件、条例 11 件、補正予算 4 件、平成 30 年度予算 5 件、人事 1 件の合計 22 の案件につきまして、徳田総務課長から概略の説明をいただきました。その後、会期及び会期中の日程について協議をおこない、3 月定例会の会期を、3 月 6 日から 19 日までの 14 日間とし、全員協議会を 8 日、予算決算委員会を 13 日、続会議を 19 日とし、いずれも午前 10 時から開会と決定いたしました。次に、一般質問につきまして協議をおこない、通告締切を 2 月 27 日といたしまして、質問日は開会日の 3 月 6 日と決定をいたしました。

次に、開会日と続会日における、議事日程および議事進行の取り扱いに関し

て協議を行い、両日の議事日程案を作成しました。

最後に、次回6月定例会の会期等を検討する必要があることから、「閉会中の継続調査申出書」について続会日に提出することを決定して、委員会を閉じました。なお、各案件の詳細につきましては、議事日程に添って提案理由の説明がありますので、個々の内容は省略をさせていただきます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

◎諸般の報告（例月監査）

- 議長（盛岡英成君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、11月から1月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告とします。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。
去る12月26日開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員、葛城昌俊君。

- 派遣議員（葛城昌俊君） 平成30年第1回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去年の12月26日10時より、平成30年第1回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会議が御杖村役場3階会議室において開催されました。曾爾村からは、組合議長として木沼議員、組合議員として萩原議員、大向議員が出席、御杖村からは、組合議員として盛岡議員、木村議員、私、葛城が出席致しました。組合議会定例会については、6名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で私、5番葛城、6番盛岡議員が指名されました。会期を1日とし、木沼議長の挨拶後、議事に入りました。付議された案件は、議案第1号曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号平成28年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第4号平成29年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正（第1号）について、以上4件が提案されました。

次に、議案第1号については、平成29年度の行政職給料表の見直し、勤勉手当支給率の変更、改正を行いました。

議案第2号については、育児休業等に関する条例の一部改正を行い、議案第3号については、平成28年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算、歳入3,874万6,634円、歳出は、3,756万6,900円となり、歳入歳出差引117万9734円となりました。なお、本年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、18万4,902円の赤字となりました。

議案第4号については、平成29年度曾爾御杖行政一部事務組合歳入歳出予算補正（第1号）について、給与条例改正による人件費等の増及び給食材料の費用に充てるため、歳入歳出それぞれ補正するものとなりました。以上4件が原案どおり全会一致により可決及び同意され、閉会致しました。以上で曾爾御杖行

政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、2月5日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 吉田俊弘 君

○派遣議員（吉田俊弘君） 平成30年第1回宇陀衛生一部事務組合議会、平成30年2月5日、宇陀市農林会館で開催されました。全議員14名、管理者1名、副管理者3名、市村各担当者も参加し、本村から山岡議員と私が出席しましたので報告します。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年12月20日付宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、それから議案第1号宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号平成29年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号、既定の歳入歳出額予算の総額に歳入歳出それぞれ、905万5千円を増額し総額を1億3,969万2千円とする。議案第3号平成30年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ1億1,871万6千円と定める。第2条地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額は、1,000万円と定める。次、同意第1号宇陀衛生一部事務組合監査委員選任同意について、識見を有する者、細川すすむ氏任期平成30年4月1日から平成32年3月31日、以上の日程で議案審議され可決されましたので、以上報告終わります。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、2月19日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。派遣議員 古川芳明君。

○派遣議員（古川芳明君） 平成30年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。去る2月19日午後3時より、平成30年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。本村からは、組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、私、古川が出席いたしました。組合議会定例会については、8名出席で議会は成立し、その後、日程に基づき会議録署名議員の指名、会期を1日間とし、芝田管理者の挨拶の後、議事に入りました。

付議された案件は、議案第1、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号平成30年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について、以上2件が提案されました。議案第1号については、平成29年の人事院勧告に伴う給料表の改正や、勤勉手当支給率の変更、平成30年4月から現給保障が廃止となるための改正を行いたい。議案第2号については、平成30年度一般会計予算について、歳入歳出それぞれ1億7,982万6千円で、前年度対比916万7千円を増額予算となっている。主な増額の原因としては、施設の老朽化に伴う修繕費等の増額及び職員の復職による人件費の増額となりました。以上2件が原案どおり全会一致により可決され、

午後 3 時 43 分に閉会いたしました。以上、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

○議長（盛岡英成君） 続いて、2 月 27 日に開催されました、奈良県広域消防組合議会の報告を求めます。

派遣議員、山岡隆良君。

○派遣議員（山岡隆良君） あらためて、おはようございます。ただ今、議長の許可をいただきましたので、奈良県広域消防組合平成 30 年第 1 回定例会の報告をさせていただきます。

平成 30 年 2 月 27 日火曜日 13 時 55 分から、奈良県広域消防本部 5 階において、まず最初に全員協議会が開催され、本日の議題への追加議案として、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、上程のための趣旨説明が行われ、続いて中本消防長より奈良県広域消防組合中長期ビジョンが完成しましたという旨の報告があり全員協議会が 14 時 10 分終了しました。引き続き、14 時 15 分より青木弘行議長の開会宣言、森下奈良県広域消防組合管理者挨拶の後、定例会は 7 名の欠席がありましたが本会議に入り、議事日程により会期の決定、会期は 1 日限りとし、会議録署名議員の指名については 7 番更谷よしき議員、10 番伴よしはる議員が指名されました。議長報告は、平成 29 年 10 月から 12 月までの月例出納検査の結果について、管理者からは、平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月末までの管理者行政報告がありました。

次に審議の過程について報告させていただきます。報告第 1 号損害賠償の額の決定の専決処分報告について、3 件の物損事故があり合計 38 万 9492 円の専決処分金額。以下より奈良県広域消防組合を広域消防組合という形で報告させていただきます。

議案第 1 号広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき。）

議案第 2 号広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び広域消防組合の一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、（人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことから。）議案第 3 号広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、（地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことによる）以上 4 件についてすべてここに可決されました。続いて議案第 4 号から議案第 16 号まで平成 29 年度広域消防組合一般会計並びに特別会計補正予算について、補正予算の増減理由の概要としましては、一般会計で主なものとして、歳出は、高機能消防指令システムおよび消防救急デジタル無線保守料の減額、本部採用職員等の人件費の減額、歳入につきましては、歳出減額に伴う各特別会計繰入金の減額が主なものになっています。また、次に特別会計おもな増減につきましては、歳入は、繰越し金及び車輛を売り払い収入の予算化、歳出につきましては、一般会計予算の減額補正に伴う各特別会計繰り出し金の減額、歳入予算の増額及び繰り出し金等の減額に伴う調整分を基金に積み立てというような

主な内容になっています。

議案第 4 号、一般会計では歳入歳出予算からそれぞれ 4,342 万 2 千円を減額し、総額 15 億 9,778 万 1 千円とする減額補正。

議案第 5 号、山辺消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 2,872 万 9 千円を増額し、総額 19 億 8,633 万 8 千円とする増額補正です。

議案第 6 号桜井消防事業特別会計、歳入歳出にそれぞれ 935 万円を増額し、総額 7 億 8,064 万 9 千円とする増額補正。

議案第 7 号、五條消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 380 万 4 千円を減額し、総額 9 億 4,396 万 5 千円とする減額補正。

議案第 8 号、大和郡山消防事業特別会計、歳入歳出にそれぞれ 850 万円を増額し、総額 8 億 1,909 万 3 千円とする増額補正。

議案第 9 号、西和消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 839 万円を減額し、総額 16 億 7,522 万 2 千円とする減額補正。

議案第 10 号、宇陀消防事業特別会計、歳入歳出にそれぞれ 1,110 万 4 千円を増額し総額 11 億 8,114 万 4 千円とする増額補正。

議案第 11 号、葛城消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 374 万 1 千円を増額し、総額 5 億 2,031 万 9 千円とする増額補正。

議案第 12 号、吉野消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 1,494 万円を増額し、総額 6 億 5,167 万 4 千円とする増額補正。

議案第 13 号、中和消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 1,521 万 9 千円を増額し、総額 27 億 6,347 万 1 千円とする増額補正。

議案第 14 号、中吉野消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 1,348 万 8 千円を増額し、総額 8 億 1,245 万円とする増額補正。

議案第 15 号、香芝広陵消防事業特別会計、歳入歳出予算にそれぞれ 2,047 万 4 千円を減額し、総額 12 億 9,917 万 6 千円とする減額補正。

議案第 16 号、野迫川消防事業特別会計、歳入歳出にそれぞれ 74 万 4,000 円を減額し、総額 5,920 万 6 千円とする減額補正。以上補正予算 13 件一括審議し可決了承されました

続いて、平成 30 年度予算について、議案第 17 号、広域消防組一般会計予算について、予算総額 20 億 9,730 万 7 千円対前年 30.5%増。

議案第 18 号山辺消防事業特別会計予算について、予算総額 17 億 2,473 万 6 千円対前年 11.9%減。議案第 19 号桜井消防事業特別会計予算について、予算総額 8 億 3,080 万 6 千円対前年 7.7 パーセント増。議案第 20 号、五條消防事業特別会計予算について、予算総額 9 億 4,385 万 7 千円対前年 0.4%減。

議案第 21 号、大和郡山消防事業特別会計予算について、予算総額 8 億 1,993 万 6 千円対前年 1.2%増。議案第 22 号、西和消防事業特別会計予算について、予算総額 16 億 6,081 万 6 千円対前年 1.4 パーセント減。議案題 23 号、宇陀消防事業特別会計予算について、予算総額 11 億 9,420 万 7000 円対前年 2.1 パーセント増。議案第 24 号、葛城消防事業特別会計予算について、予算総額 5 億 2,896 万 8000 円対前年 2.4 パーセント増。議案第 25 号、吉野消防事業特別会計予算について、予算総額 6 億 9,804 万 3 千円対前年 9.6%増。議案第 26 号、中和消防事業特別会計予算について、予算総額 28 億 2,061 万 9 千円対前年

2.9%増。議案第 27 号、中吉野消防事業特別会計について、9 億 6,683 万円対前年 21.0%増。議案第 28 号、香芝広陵消防事業特別会計予算について、13 億 6,645 万 6 千円対前年 3.5%増。議案第 29 号、野迫川消防事業特別会計予算について、7,919 万 6 千円対前年 32.1%増。以上となっており、平成 30 年度広域消防組合予算 13 議案一括可決了承されました。最後に議案第 30 号、広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、これは国家公務員退職手当法の一部を改改正する法律に準拠してということで承認可決されました。

以上もって平成 30 年奈良県広域消防組合第 1 回定例会の報告を終わらせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問（葛城昌俊君）

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 4、一般質問を行います。葛城昌俊君より 2 つの質問が出されています。一問一答で行いますので、1 つ目の質問からお願いします。

葛城昌俊君。

○1 番（葛城昌俊君） 議長の許可をいただき一つ目の一般質問をさせていただきます。まず、今現状の学童保育、児童預かり事業のことについて質問させていただきます。村内の子育て世代の応援として、学童保育の充実を検討していただきたいと考えます。御杖村のホームページでも子育ての地、御杖村と掲載されています。今、人口減少などで子供の数も少なくなっていますが、昔と違い近くに同年代の友達もいなく、一緒に遊ぶこともできません。今現状の児童預かり事業では、平日放課後から 6 時まで預かって貰うことができます。しかし、春、夏、冬休みの長期間の休みの時、預かり場所がありません。学童保育の設置をさせていただきたいと思います。子供が楽しく遊べ学べる場。親が安心して子供を預け子育てのしやすい村に。そして、親が安心して仕事ができる環境を整えることはできないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただ今の質問でございますけども、本村では行政の各分野において、未来を担う子ども達のために子育て支援対策に、議会の皆様、地域の皆様の賛同を得ながら取り組んでいるところでございます。

そこで議員のご質問の件ですが、御杖村ではその子育て対策の一環として、日中仕事等において親や家人が保育や見守りができない児童を、指導員の元で児童の一時預かり事業を行っているところでございます。時間は、放課後から最大午後 6 時 30 分までにおいて、子どもの安全・安心の確保に努めているところでございます。現在 5 名の児童が一時預かり事業を利用しておりますが、直近の 1 月 2 月の例をとりますと、利用状況は 4 割強となっており、原則平日のみの開設となっています。内容については見守りが中心となっている現状にありますが、保護者の事業に対する思いは多種多様を極めているのが実情であります。

とりわけ休暇期間が長い夏休みについては、一時預かりを望む声も一部にあ

ることから、こういった実情を踏まえ、次年度より長期休暇の期間中においても実施可能の可否も含めて検討していきたいと考えています。例えば夏季休暇の場合ですと、プール開放との兼ね合いを考慮しながら検討していきたいと考えております。今後につきましても、議員皆様のお知恵を拝借しながら、保護者のニーズや地域の実情に則した子育て支援対策を、あらゆる視点から検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。ご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。議員質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 葛城議員。

○1 番（葛城昌俊君） 今、答弁いただきまして、なるべく次年度保護者・子どもの方が安心して、また納得もいかないと思いますけども喜んで貰えるような政策をしていただきたいと思います。以上であります。

○議長（盛岡英成君） 答弁よろしいですか。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） これからまた、予算審議をお願いするところでございますが、その中でもご提案させていただきたいと思いますが、次年度においては、少し拡充を進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） よろしいですか。それでは続いて、二つ目の質問を行って下さい。

○1 番（葛城昌俊君） 続いて、二つ目の一般質問をさせていただきます。一問目と似かよった質問になりますが、子供が外で遊べる施設の整備について質問させていただきます。村内には子供が遊具を使って遊ぶところがありません。御杖小学校の校庭での遊具はありますが、小さな子供が遊べる遊具がありません。唯一、御杖小学校の裏手に遊具がありますが、メンテナンスがされていないため遊ぶことができません。保護者、子供が遊べる所、子供の思い出のできる場所として整備いただくことはできないでしょうか。今いる子供のために、この村は良い村だったと思ってもらえるように、子供のための政策をこれからも考えていただきたいと思います。村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本村ではご承知のように、子供の数は極めて減少傾向にあります。その中であって、子供の遊びも大きく変遷し、時代の要請というのもあるかもしれませんが、室内においてテレビゲームやパソコン・スマホといった機器を活用した遊びに、子供達の関心が移行している実態があります。私自信、個人的には子供たちが外で元気よく遊んでほしいという思いを思っており、その考えは議員と意思を一つにするところであります。そこで議員ご指摘の小学校舎裏手にある遊具については、学校建設時において各種補助事業を活用し整備したものでございます。整備直後は子供たちの利用は活発であったものの、年を経る過程において、利用度は極めて減少し、老朽化とメンテナンス及び位置的に教職員の目が届きにくいという観点、さらには子供の安全確保から、現在は使用中止にしているところでございます。これまでも開発センター裏や菅野際土良集会所横にも、同時議会のご指摘を受け設置いたしました。利用度が低く老朽化も著しく、メンテナンス等に多額の経費を要したことから、子供の安全を確保する意味でも撤去が妥当と判断した経緯もございまして。こうしたことから現有の施設、過去の経緯とも踏まえ検討していきたいと考えていますのでご理解を賜りま

すようお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） よろしいですか。はい。
これで、一般質問を終わります。

◎承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度御杖村一般会計補正予算) (第 7 号) [上程、説明、質疑、付託]

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 2 月 8 日、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条の第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

本案は、御杖ふるさと交流公社へ早急な資金貸付金が必要となったための補正でございます。

よろしく願いをいたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 7 号))」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 2 号 御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について [上程、説明]

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 6、議案第 2 号「御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、企業誘致を推奨することにより、産業の振興、併せて雇用の拡大を目的とし、新規制定するものでございます。内容につきましては、村内製造業、農林水産物等販売業、または旅館業の新設事業所を新築および増築したもののうち取得価格が 2,700 万円をこえる固定資産税を 3 年間減免して産業を誘致するものでございます。よろしく願い致します。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、

再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第3号 御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第7、議案第3号「御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本条例は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として審査会が置かれています。

今回の改正内容は、個人情報保護法が改正されたことにともない、本条の第9条第1項第2号中に「号のずれ」が生じている箇所を修正するものでございます。よろしくお願い致します。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第4号 御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第8、議案第4号「御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本条例の内容について説明をいたします。

情報公開制度は、公文書開示に関する住民の権利を明らかにするとともに、村政への住民参加と村政に対する信頼関係構築のため重要な役割を担っております。今回の改正内容は、「特定の個人を識別することができるもの」を個人情報と定義し、利用目的の特定、安全管理措置等、取扱いについて一定の規律を設けるものでございます。よろしくお願い致します。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第5号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第9、議案第5号「御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本条例は、本村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続き等に関し必要な事項を定めたものでございます。

今回の改正は、個人情報保護条例の改正にともない、当該条例に引用しております条例の条文番号を改正するものでございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願ひ、再開日まで議案調査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第6号 御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、議案第6号「御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 消防団は、常備消防の職員と異なり、自分の職業を持った方々が消防団員となり、災害時などには非常備消防機関として出動する特別職の地方公務員であります。

今回の改正は、「消防団員の任命資格に本村に勤務する者」を追加し、団員の条例定数確保のため消防団への入団の促進を図る内容です。よろしくお願ひ致します。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願ひ、再開日まで議案調査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第7号 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第11、議案第7号「御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、消防団員が火災の発生に際する消火及び風水害の防止、その他地震等の災害による救難活動等に従事、又は特別な訓練に参加した場合は勤務に対し特別手当を支給するとされています。

今回の改正は、勤務 1 回につき 1,000 円から全国平均単価の 2,500 円に改正するものでございます。よろしくお願い致します。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号「御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 8 号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、議案第 8 号「御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 非常勤消防団員によります消防作業従事又は救急業務に協力した者に事故が発生した場合は公務災害補償が適用されます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が昨年改正され、平成 30 年度以降についても、基準政令で定められている扶養親族加算額の改正を実施するものです。以上が提案理由でございます。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号「御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 9 号 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 13、議案第 9 号「御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 30 年度国民健康保険県単位化により運営主体の変更による御杖村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、奈良県による運営主体の変更により、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」、「国民健康保険運営協議会」を「村の国民健康保険の運営に関する協議会」と改めるものでございます。

以上が提案理由説明でございます。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第10号 御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第14、議案第10号「御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成30年4月1日より国民健康保険県単位化により、関係政令の整備に関する政令が施行され、一部条文等の改正の必要が生じたための改正です。

主な内容は、「住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて」（平成29年政令第258号）が施行され、条文等の改正が必要となったものでございます。よろしくお願ひ致します。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第11号 御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第15、議案第11号「御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、説明させていただきます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、受給資格等の確認に係る規定を改正いたしたく提案するものでございます。

内容につきましては、支給認定証交付事務を簡素化するものでございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（盛岡英成君） 本案について、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか
（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号「御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 12 号 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について〔上程、説明〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 16、議案第 12 号「御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、介護保険条例の一部を改正する内容でございますが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を 3 年ごとに事業計画を作り見直しを行っております。今回の改正は平成 30 年度から 3 年間の保険料の変更内容になります。

以上が提案理由でございます。

○議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において再度説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号「御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 13 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議 定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、議案第 13 号「平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算総額から、それぞれ 2 億 235 万 9 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 23 億 9,448 万円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施しております事業の交付決定額にあわせた事業費等の減額でございます。よろしくお願い致します。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「平成29年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号 平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第18、議案第14号「平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、歳入歳出予算の変更はございませんが、水道事業債の借入の見直しを図り、財源更正の変更を行うものでございます。よろしくお願い致します。

- 議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「平成29年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第19、議案第15号「平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、事業勘定の歳入歳出予算総額に、それぞれ214万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ3億8,966万2千円とし、診療施設勘定については、歳入歳出予算の変更はございませんが、診療所運営補助が増加した分、一般会計からの繰入を減額し、財源更正の変更を行うものでございます。よろしくお願い致します。

- 議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第20、議案第16号「平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、歳入歳出予算総額に、それぞれ2,830万円を増額し、歳入歳出それぞれ3億6,135万7千円とするものです。

主な内容は、介護給付サービスの増額にともなうものです。よろしくお願ひ致します。

- 議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

休憩・再開

- 議長(盛岡英成君) これより、暫時休憩をします。11時5分開会といたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時05分 再開)

◎村長より新年度に向けての施策方針

- 議長(盛岡英成君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21より25までは、平成30年度の一般会計予算及び特別会計予算4議案となります。審議に入ります前に、村長より新年度に向けての施政方針を伺いたいと思ひます。

伊藤村長、よろしくお願ひいたします。

- 村長(伊藤収宜君) 本日ここに、平成30年3月定例議会開会にあたりまして、平成30年度予算案をはじめ、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政に臨む私の所信を申し上げたいと思ひます。

内閣府の月例報告によりますと、「景気は、緩やかに回復している。」として

います。なお「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。」とされており、こうした中、国においては、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」「夢をつなぐ子育て支援」「安心につなげる社会保障」からなる「新・三本の矢」を一体的に推進し、成長と分配の好循環を強固なものとする取り組みがなされております。

一方、本村においては、人口減少、少子・高齢化時代に立ち向かい、御杖村が未来に向けて躍進するため、「御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、力を合わせ各種施策の推進に努めてまいりました。しかしながら、人口減少の局面はすぐには変わるものではありませんが、現在進めています施策を形にすべく実行し、実現に向けて取り組んでいきます。

地方財政計画では地方の一般財源総額は、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう平成 29 年度を上回る額を確保するとされていますが、地方交付税については、算定方法の改正により、今後の見通しは不透明であり、厳しい財政状況が続くものと思われます。歳出面においては、公債費は大幅な減額となっているものの、「御杖版総合戦略」における地方創生対策事業の実施に加え、社会保障費の増加、既存公共施設の老朽化対策、長寿命化対策など、財政需要は大幅に増加しています。歳入の不足を公共施設整備基金などの基金の取り崩しで対応することとしております。

平成 30 年度の一般会計の予算規模は、22 億 9,500 万円、本年度当初予算に対しまして 0.5%1,200 万円の増額となりました。一般会計及び特別会計を合わせて会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、約 30 億 5,900 万円となり、平成 29 年度当初予算と比較して 0.9%約 2,600 万円の増額となっています。以下、新年度予算案につきまして、主要施策別に簡潔にご説明申し上げます。

第 1 番目は「みつえの魅力あふれる産業の振興」についてであります。本村の農業は高齢化や後継者不足により農業生産額が減少し続けており、新規就農者の確保が重要な課題となっています。農業振興を進めるうえで最も重要な役割を担う新規就農者への初期負担を軽減し、円滑な就農へ向けた支援を行っていきます。また、近郊市場で高い評価を受けた本村のハウレン草を将来にわたって維持・発展させるため、ほうれん草等生産拡大出荷奨励金制度や、農業用ビニールハウス設置助成制度を引き続き実施し、農家の経営の安定や生産拡大のための支援を行っていきます。

現在、農業分野において 4 名の地域おこし協力隊員を受け入れ、村内の農家等での研修を通じ、技術や仕事に必要な知識の習得に努めていただいているところです。今後は、この協力隊員が農業の担い手として成長し定住できるよう、村独自の様々な補助制度を創設し、支援体制を強化してまいります。また観光分野においても地域おこし協力隊員を受け入れ、「御杖ふるさと交流公社」のもとで、集客・収益増を目指し、道の駅を拠点としたイベントの企画・運営などの活

動に取り組んでおります。

平成 29 年度に本村の地域資源を調査し、森林資源の活用を中心に今後の事業を展開していくことにしました。まず一つめはタイプロジェクトです。平成 29 年度にタイの木造住宅の再普及により木材の輸出を目指すため、御杖村・梶山女学園大学・スィーパトゥム大学で木造建築システムの構築のための合意書を締結しました。本年度はタイの気候風土にマッチした建築工法及び設計の確立、タイでの市場調査、技能研修体制の構築及び第 1 回研修生の受け入れを進めてまいります。そして二つめは間伐材を加工したキャビン向け建築資材の商品化に向けたテスト販売を開始したいと考えております。また木製加工品の商品開発を実施し、伊勢市のいくつかの事業者と協力し、ヤマトヒメブランドの立ち上げにも参加していきたいと考えております。三つめは森林資源の活用併せ自伐型林業の導入については、本村で導入出来るかどうか問題点を検討してまいります。大型の伐採重機等を用いた場合は経費が高く、木材の活用が困難であります。小型の重機等で伐りだせる自伐型林業は採算性があり、林業の担い手不足解消にもつながるのではないかと考えております。地域おこし協力隊制度の活用も検討したいと思っております。このようなことと平行し、将来的に自立し森林資源の活用を進める地域商社の設立に向けた準備を進めてまいります。

国等が進める林業施策については、引き続き森林環境税を財源とする施業放置林の間伐を実施し、荒廃林の解消に努めます。また、間伐材の搬出に対する助成や、木質バイオマスエネルギーの供給促進を図るための助成を行い、間伐の推進並びに間伐材の利用促進を図っていきます。

次に商工振興についてですが、村内事業所の売上向上を目指し、地域経済の活性化のため前年に引き続きプレミアム商品券を発行し、村内消費の喚起を図ります。また村内の事業所は減少を続けており、地域経済の活力を取り戻すためにも新たな起業・創業を支援してまいります。企業誘致に向けた取り組みとして、施設や設備に対する固定資産税の減免制度の創設を行います。

観光振興については、本村の観光資源の魅力を伝えるため、SNS の活用やテレビやラジオ、雑誌といったマスコミによる情報発信を強化してまいります。御杖村の最大の観光資源であります三峰山は白ツツジ、夏山、霧氷と季節によって様々な顔を見ることが出来、毎年多くの登山客で賑わっております。本年度は三峰山の魅力を更に多くの方に知ってもらうため、プレスツアーを開催したいと考えております。また増加しています外国人観光客を本村に呼び込むため、モニターツアーを通してツアー造成に取り組みます。昨年にテレビでも大きく報じられた雑巾掛け大会は、他にはない御杖村の魅力である体験交流館の廊下を活用したイベントですが、桜井宇陀広域連合のふるさと振興事業を利用し、更に魅力あるイベントに進化させていきます。

平成 28 年に締結しました奈良県と御杖村とのまちづくり包括協定により、みつえ高原牧場周辺地区のまちづくり基本構想の策定を進めております。その基本構想に基づき、奈良県とみつえ高原牧場を中心とした地区において基本協定を締結することとなります。今後民間牧場の誘致から畜産資源の活用、周辺地区のまちづくりについて、奈良県と連携し事業内容の検討を進めてまいります。

第 2 番目は「みんなが快適に暮らせる生活環境基盤の整備」についてであり

ます。移住対策として進めております空き家情報バンク制度ですが、空き家物件に対する問い合わせは多いものの、その多くは賃貸物件に対する問い合わせであります。村内の空き家情報バンクには売却物件のみで賃貸物件がないため、若い世代の移住が進められない状況でした。村営住宅は若い世代向けとして5棟建築し、若い世代の移住促進につなげたいと思っております。また住宅の支援につきましても空き家改修や多世代の近居・同居支援がありますが、助成制度の対象を若い世代に絞り、助成制度の一本化を図ります。また本助成制度に併せ住宅金融支援機構が行っておりますフラット35という低金利の住宅ローン制度とも連携して若い世代の方に対する住宅支援を行ってまいります。

村道整備につきましては、生活道路の整備により利便性の向上を図るため、最終年度である三畝線の改良、さらに白髪線の改良工事を進めるとともに、観光客の誘致を促進するため、井出谷太良路線の改良を進めていきます。また安全で快適な通行を確保するため、村道の舗装補修工事や災害防除工事などを年次計画的に引き続き実施します。橋梁については、定期点検を継続して実施し、適正な管理及び計画的に修繕補修を行うことで、橋梁の長寿命化と安全性の確保に努めます。

上下水道の整備について、桃俣地区の簡易水道が法定による管路の更新時期が迫っていると同時に、漏水の多発や水質保全において支障をきたす状態です。新年度より3年計画で管路の更新と水道経営の安定化、また、地域住民に対し安心・安全でおいしい水の安定供給を図っていきます。

第3番目は「みつえを次世代につなげるための人づくり」についてであります。

「小中一貫教育の推進」についてであります。平成30年度試行開始に向け取り組みを進めてきたところであります。小中一貫教育は、教育の目標や学習内容の関連性を踏まえたカリキュラムを基に授業を実践することにより、教育効果がさらに高まることが期待されております。本村におきましては、これまで、小・中学校間で課題を共有し、教員間の情報連携や授業交流、児童生徒同士の交流活動等に取り組んできたところでありますが、今後は、小・中学校が目指す児童生徒像を共有し、義務教育9年間の連続性を重視した教育活動を行うことにより、子どもたちの個性や能力の伸長がより一層促進されるものと確信するものであります。特に、ここ数年は小中一貫教育を意識した取り組みを進めてきたところでありますが、その具現化に向け新年度において施設一体型の小中一貫教育校を目指し、施設調査に係る経費を計上したところであります。

社会体育館施設・公民館施設は、建設後長い期間を経過し老朽化してきており、雨漏り等の問題が起きています。これらの施設は、老朽化の面だけでなく今日の多様化したニーズへの対応、ゆとりや快適性の確保等の面においても計画的な整備が必要となっております。桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修事業及び土屋原公民館・体育館耐震改修設計に着手してまいります。

第4番目は「いつまでもいきいきと暮らせる福祉の村の実現」についてであります。現在、住民の健康に関しては、個別相談に応じて必要な助言を行っていますが、引き続き、生活習慣病の予防・改善を図るため、他の保健事業との連携を保ちながら健康相談を実施します。また、保健センターで行う健康全般に関する総合健康健診を、より受診しやすい場となるように努めるとともに、診査結

果に基づき生活習慣病を予防するため、保健指導が必要な方を対象に訪問指導を実施します。

介護保険制度は「みんなで支える老後の安心」を合言葉に、いざというときは十分な公的介護サービスを受けることができるという目的のもと創設されました。しかし18年目の現在、介護保険財政を公費50%保険料50%という割合で支えています。高齢者が増え介護ニーズが高まる中で必要な対応を行ってまいります。

4月から、県が村とともに国保の安定的な財政運営並びに県内市町村の国民健康保険事業の広域的で効率的な運営の推進を確保するため、また「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指して保険料負担の公平化を図り、国民健康保険事業の安定化を進めてまいります。

以上が新年度予算における、主要施策の概要であり、詳細につきましては、予算概要などによりましてご査収いただきたいと思います。

何卒慎重ご審議のうえ、よろしくご議決いただけますようお願い申し上げます。

◎議案第17号 平成30年度御杖村一般会計予算の議定について 〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） それでは、日程第21、議案第17号「平成30年度御杖村一般会計予算の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 平成30年度一般会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ22億9,500万円、対前年1,200万円、0.53%増とするものでございます。

予算案の概要につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） それでは、平成30年度御杖村一般会計予算案の概要につきましてご説明させていただきます。説明資料をご覧くださいようよろしくお願い致します。平成30年度御杖村一般会計当初予算案は、総額22億9,500万円で、前年度に比べて1,200万円、0.5%の増となっています。

はじめに、歳入の状況について、説明をさせていただきます。

お手持ちの説明資料の8ページ、(2)一般会計予算案歳入の款別内訳をご覧ください。単位は、全て千円を表示してあります。

まず、区分1番の村税でございます。自主財源の中心となる村税の総額は、1億598万円で、前年度に比べて76万9千円、0.7%の減額を見込んでおります。一番資料の表の右側の端に説明番号①番から⑫番までふってございます。9ページ以降に内訳を表示しておりますので、見比べましてご覧いただきたいと思います。税目別では、固定資産税が評価替えにより129万7千円の減額、軽自動車税が最初の新規検査から13年を経過した経年車の重課により58万1千円の増額、たばこ税については、消費量の減少により20万円の減額となっております。

歳入予算全体に対する構成比では、4.6%にとどまっております。

続いて表の区分6、地方消費税交付金について、地方消費税交付金は2,750万5千円で、前年度に比べて211万9千円、7.2%の減額を見込んでおります。消費税率引上げによる増収分の交付額を1,162万円見込んでおります。その増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てるとされており、資料の最終ページになりますが、28ページの(10)地方消費税交付金(消費税率引き上げ分)を財源とした社会保障経費をご覧いただきたいと思っております。8ページにまた戻っていただきまして、続いて、区分9地方交付税について、本村の財政運営のよりどころとなる地方交付税は、総額で11億4,204万8千円で、前年度に比べて4,417万6千円、3.7%の減額となっており、歳入予算の49.8%を占めております。普通地方交付税は10億204万8千円で、前年度に比べて7,917万6千円、7.3%の減となり、特別地方交付税は1億4,000万円で、前年度に比べて3,500万円、33%の増となりました。

続いて区分の13ですが、国庫支出金でございますが、国庫支出金は2億8,903万6千円で、前年度に比べて1億1,808万9千円、29%の減となりました。増額の要因といたしましては、地域資源活用事業及び広域連携DMO事業の地方創生推進交付金が1,644万2千円、公共施設耐震補強事業の社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)が1,002万2千円の増額となったことがあげられます。一方、減額事項では、村道整備事業等及び地域優良賃貸住宅整備事業の社会資本整備総合交付金が1億3,826万9千円の減額となりました。続いて区分の14ですが、県支出金でございますが、県支出金は総額1億2,399万1千円で、前年度に比べて1,210万1千円、8.9%の減となりました。増額の要因といたしましては、施業放置林整備事業が872万8千円、市町村治山事業が211万6千円、森林所有者情報活用推進事業が102万6千円の増額になったことがあげられます。

減額の要因といたしましては、地籍事業負担金が324万円の減額、県と市町村とのまちづくり連携協定補助金が324万の減額、植栽による景観向上推進事業が307万5千円の減額となりました。続いて区分19村債です。村債の総額は3億6,850万円で、前年度に比べて1億2,040万円、48.5%の増となっております。過疎対策事業債が2億8,990万円、緊急防災・減災事業債が2,860万円を計上しています。また、地方交付税の財源不足を地方債により調達することとされる臨時財政対策債は、5,000万円を計上いたしました。その他の歳入区分につきまして、9ページからの(3)、一般会計歳入予算案の主な対前年度増減要因の資料をご覧いただきたいと思っております。

次に、性質別の歳出の状況について、説明をさせていただきます。

資料12ページをご覧下さい。(4)一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧下さい。まず、義務的経費でございます。

人件費は4億8,279万8千円で、前年度に比べて1,221万8千円、2.6%の増額となりました。特別職副村長の人件費807万3千円の増額となり、一般職の給料及び手当については、定期昇給に伴う増額や人事院勧告に伴う勤勉手当の支給月数の改正による増額により303万9千円の増額、退職・新規採用に伴い613万4千円の減額となりました。

また曾爾村と共同設置している教育指導主事の人件費は、平成 30 年度は御杖村の事務局においての給与支払となり、434 万 5 千円の増額となりました。副村長人件費の増加に伴い 共済費については、221 万 6 千円の増額退職手当負担金については 56 万 7 千円の増額となっています。

扶助費につきましては、は 1 億 555 万円で、前年度に比べて 515 万 9 千円、4.7%の減となりました。障害者福祉費の扶助費が、262 万 4 千円の減額となりました。児童手当については、児童数の減少により、127 万円の減額となっています。公債費は 2 億 355 万 6 千円で、前年度に比べて 4,228 万 5 千円、17.2%の減となりました。この減額につきましては、平成 17 年度借入の過疎債の償還終了等により、減額となっています。

続きまして、投資的経費でございます。普通建設事業費は、6 億 1,334 万円で、前年度に比べて 3,612 万 9 千円、5.6%の減となりました。増額となる主な事業は、老人福祉・保健センター空調設備及び照明交換・施設改修事業、桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修事業、消防自動車ポンプ車更新などです。減額となります事業は、村道整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、橋梁長寿命化補修事業、橋梁定期点検事業、村道舗装補修事業、防災情報提供システム整備事業などあげられます。

その他の経費につきましては、物件費は 3 億 6,096 万 4 千円で、前年度に比べて 6,337 万 7 千円、21.3%の増となりました。主な増額事項は、地域資源活用事業、地域おこし協力隊推進事業、空き家計画策定委託、小中一貫教育施設調査などがあげられます。減額となる主な事項は、地籍調査事業、まちづくり基本構想策定、し尿料金システム更新、道路台帳更新などであります。

補助費等は、3 億 405 万 2 千円で、前年度に比べて 2,243 万 6 千円、8.0%の増となりました。主な増額事項といたしましては、ハウス設置費用助成、施業放置林整備事業、農業用機械等購入助成、宇陀地域公共交通活性化協議会負担金、地域おこし協力隊推進事業、東宇陀環境衛生組合負担金などがあげられます。減額事項は、宇陀衛生一部事務組合負担金、有害鳥獣駆除、指導主事設置事業などがあげられます。

その他の経費につきましては、13 ページからの「(5) 一般会計歳出予算案の性質別内訳の主な対前年度増減要因」の資料をご覧ください。

次に目的別歳出の状況につきましては、説明をさせていただきます。

資料の 16 ページをご覧ください。(6) 一般会計予算案歳出の款別内訳をご覧ください。目的別歳出の増減につきましては、各目的区分ごとの普通建設事業費等の増減が大きく影響しています。増額となる区分では、教育費が桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修事業等により 8,318 万 7 千円 53.2%の増額、民生費が老人福祉・保健センター空調設備及び照明交換・施設改修事業により 6,132 万 8 千円 15.1%の増額、商工費が地域資源活用事業により 5,153 万円 55.9%の増額、農林水産業費が、ハウス設置費用助成等により 3,219 万 4 千円 28.9%の増額となりました。一方、減額となります区分では、土木費が村道整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、橋梁長寿命化補修事業、橋梁定期点検事業、村道舗装補修工事の減により 1 億 8,667 万円、31.5%の減額となりました。その他の目的区分につきましては、17 ページからの「(7) 一般会計歳出予算案

の款別内訳の主な対前年度増減要因」の資料をご覧いただきたいと思います。次に、20 ページでございますが、(8)新年度の主な施策につきましては、全員協議会において各担当課長よりご説明を申し上げます。

以上、平成 30 年度一般会計予算案の概要についての説明をさせていただきました。ご審議の程、どうかよろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由及び概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号「平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 18 号 平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 22、議案第 18 号「平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 平成 30 年度簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 1,175 万 9 千円、対年度比 2,809 万 1 千円、33.57% 増とするものがございます。

増額理由については、桃俣簡易水道配水管の更新経費が含まれております。よろしく願い致します。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案について、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号「平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 19 号 平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 23、議案第 19 号「平成 30 年度御杖村国民

健康保険特別会計予算の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 平成 30 年度国民健康保険特別会計予算について、事業勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 3 億 2,403 万 5 千円、対年度比 4,265 万 5 千円、11.63%減とし、診療施設勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 1,218 万 4 千円、対前年度比 919 万 5 千円、7.58%減とするものがございます。

事業勘定において、新年度から国民健康保険制度が変わるため、予算の構成が大きく変更されております。

以上が提案理由でございます

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号「平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 20 号 平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 24、議案第 20 号「平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 平成 30 年度介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 3 億 3,957 万 6 千円、対年度比 2,920 万 5 千円、9.41%増とするものです。

増額につきましては、介護給付サービスの利用増加が見込まれるためです。

以上、提案理由でございます。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号「平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 21 号 平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算
の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 25、議案第 21 号「平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算総額を、それぞれ 4,924 万 3 千円、対前年比 1,236 万 9 千円、33.54%の増とするものでございます。

増額理由につきましては、電算システム機器の更新が含まれております。

以上が提案理由でございます。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号「平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について」は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第 1 号 御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて〔上程、説明、質疑、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 26、同意第 1 号「御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

事務局議案の朗読をお願いします。

- 事務局長（中嶋英樹君） 「議案の朗読」

- 議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 私、村長に就任させていただきまして、2 年が経過いたしました。今後のむらづくりを進めていく中で、行政の執行体制に相談役として、是非とも副村長が必要と考えているところであります。空席となっております副村長に、奈良県職員である松原永治氏を選任したいので、地方自治法 162 条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

副村長の選任につきまして、県に相談させて戴き、職員の中で信頼される方を推薦して戴きました。松原氏は、平成 8 年に奈良県職員に採用され、農林部畜産課、総務部財政課、福祉部障害福祉課、知事公室広報広聴課を歴任され、現在は教育委員会事務局企画管理室に勤務されておられました。

私くしも直接面談を行い、私の考え方を理解し協力してくださる方と確信をしております。任期は平成 30 年 4 月 1 日から 4 年間でございます。

ご同意いただきますよう是非よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。日程第 26、同意第 1 号について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、同意第 1 号「御杖村副村長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。
次回の本会議は、3 月 19 日、午前 10 時より開くことと致します。
本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午前 11 時 52 分 散会）

第 2 号 (3月19日)

平成 30 年 3 月 19 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 第 1 諸般の報告
曾爾御杖行政一部事務組合議会
- 第 2 承認第 1 号
専決処分の承認を求めることについて
（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 7 号）について）
- 第 3 議案第 2 号
御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 号
御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 4 号
御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 号
御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6 号
御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7 号
御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号
御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 9 号
御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号
御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号
御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 12 号
御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 13 号
平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について

- 第 15 議案第 14 号
平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について
- 第 16 議案第 15 号
平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について
- 第 17 議案第 16 号
平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について
- 第 18 議案第 17 号
平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第 19 議案第 18 号
平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について
- 第 20 議案第 19 号
平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第 21 議案第 20 号
平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第 22 議案第 21 号
平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第 23 閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

4番 山岡隆良君 5番 松岡一生君

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君

総務課長	徳田和則君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
保健福祉課長	寺前多恵子君
教育委員会次長	明田光弘君
会計管理者	鈴木敏夫君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	森本成則君

〔 発言記録 〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

○議長 (盛岡英成君) 皆さん、おはようございます。

本日の 3 月定例会の続会をご案内させていただきましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布しています日程 (第 2 号) のとおりとします。

◎諸般の報告 (曾爾御杖行政一部組合議会)

○議長 (盛岡英成君) まず、日程第 1、諸般の報告を行います。

去る 3 月 9 日に開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 葛城昌俊君。

○派遣議員 (葛城昌俊君) みなさん、改めましておはようございます。平成 30 年第 2 回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会議報告をさせていただきます。3 月 9 日、10 時より平成 30 年第 2 回 3 月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会議が、御杖村役場三階会議室において開催されました。曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、大向議員が出席、御杖村からは、組合議員として盛岡議員、木村議員、私葛城が出席致しました。

組合議会定例会については、6 名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で 2 番大向議員、3 番木村議員が指名されました。会期を 1 日間とし、木治議長の進行で議事に入りました。

付議された案件は、1. 議第 5 号平成 30 年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算、2. 議第 6 号案平成 29 年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正について以上 2 件が提案されました。

議第 5 号案については、斎場管理運営事業・学校給食保育所給食事業等、歳入歳出予算の総額は、3,664 万 3 千円となりました。

議第 6 号案については、平成 29 年度歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,719 万 7 千円となりました。

以上 2 件が原案どおり全会一致で可決及び同意され、閉会しました。以上で曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

◎承認第 1 号 専決処分承認を求めることについて (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算) (第 7 号) [報告、質疑、討論、採決]

○議長 (盛岡英成君) 次に、日程第 2、承認第 1 号「専決処分承認を求めることについて (平成 29 年度御杖村一般会計補正予算 (第 7 号) 」を議題とします。

この案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） おはようございます。予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました承認第 1 号の専決処分について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の経緯ですが、3月6日の本会議において、専決補正予算 1 件と補正予算 4 件、及び平成 30 年度予算の 5 件、合計 10 件の案件が付託されたことにより、去る 3 月 13 日に委員会を開催しました。

続いて審査の経過でございますが、ただ今、議題となっております一般会計補正予算（7 号）の専決処分につきましては、当局より追加説明を受け、質疑及び討論を行いました。内容につきましては、全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

最後に採決の結果ですが、全員の賛成により、承認すべきものと決定いたしました。

以上で、承認第 1 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

○議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

日程第 2、承認第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度御杖村一般会計補正予算（第 7 号）について）」は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第 2 号 御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、議案第 2 号「御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第3、議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第2号「御杖村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第4、議案第3号「御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第4、議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第3号「御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第5、議案第4号「御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本

案について採決を行います。

- 議長（盛岡英成君） 日程第 5、議案第 4 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 4 号「御杖村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 6、議案第 5 号「御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 6、議案第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 5 号「御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号 御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 7、議案第 6 号「御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 7、議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 6 号「御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号 御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 8、議案第 7 号「御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 8、議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 7 号「御杖村消防団員の勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 9、議案第 8 号「御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 9、議案第 8 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第8号「御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、議案第9号「御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第10、議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第9号「御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第11、議案第10号「御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第11、議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第10号「御杖村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、議案第 11 号「御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 12、議案第 11 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 11 号「御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 13、議案第 12 号「御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案については、開会日に提案理由の説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 13、議案第 12 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 12 号「御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について他 3 件〔報告、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 14、議案第 13 号「平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について」

日程第 15、議案第 14 号「平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について」

日程第 16、議案第 15 号「平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について」

日程第 17、議案第 16 号「平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について」

以上の 4 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） 予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第 14 号から議案第 17 号までの補正予算 4 件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。経緯につきましては、先の案件で報告させていただきましたので省略をさせていただきます。

審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。一般会計補正予算（第 8 号）では、1 名の委員が質問を行い、当局より答弁いただきました。簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）及び介護保険特別会計補正予算（第 3 号）では、質疑・討論ともにございませんでした。

採決の結果につきましては、4 案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 13 号から第 16 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

○議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 13 号 平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第 14、議案第 13 号「平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 14、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 13 号「平成 29 年度御杖村一般会計補正予算(第 8 号)の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 14 号 平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について〔討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第 15、議案第 14 号「平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 15、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 14 号「平成 29 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 15 号 平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について〔討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第 16、議案第 15 号「平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 16、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 15 号「平成 29 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 16 号 平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定について〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 17、議案第 16 号「平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 17、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 16 号「平成 29 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 17 号 平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について他 4 件〔報告、質疑〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 18、議案第 17 号「平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について」

日程第 19、議案第 18 号「平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について」

日程第 20、議案第 19 号「平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について」

日程第 21、議案第 20 号「平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について」

日程第 22、議案第 21 号「平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について」

以上の 5 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第 17 号から議案第 21 号までの、平成 30 年度予算 5 件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。一般会計予算及び簡易水道特別会計では、多数の質問が行われ、当局より答弁いただきました。

国民健康保険会計・介護保険会計・後期高齢者医療会計では、質疑・討論ともございませんでした。

採決の結果につきましては、5 会計とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 17 号から第 21 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 17 号 平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について 〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。
まず、日程第 18、議案第 17 号「平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について」を議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 18、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 17 号「平成 30 年度御杖村一般会計予算の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 18 号 平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 19、議案第 18 号「平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について」を議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 19、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 18 号「平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 19 号 平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 20、議案第 19 号「平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について」を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 20、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 19 号「平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 20 号 平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 21、議案第 20 号「平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について」を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 21、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 20 号「平成 30 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 21 号 平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 続いて、日程第 22、議案第 21 号「平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について」を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 22、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第21号「平成30年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第23 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布した資料のとおり会議規則第75条の規定により「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

- 議長(盛岡英成君) これにて、本日の日程は全部終了致しました。

本日の会議を閉じます。

よって、平成30年3月御杖村議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前10時38分 閉会)

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 盛岡英成

御杖村議会 議員 山岡隆良

御杖村議会 議員 松岡一生